

## 一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票（別記様式）に自署し、会議開始30分前から10分前までの間に提出しなければならない。

(傍聴人の定員及び決定)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。ただし、定員を超えた場合は抽選により決定する。

(傍聴することができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
  - (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり、拡声器その他威勢を見せるおそれのある物を所持している者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれがあると座長が認めた者
- (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 会議を非公開とする決定があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議 傍聴人受付票

平成 年 月 日

傍聴人住所	傍聴人氏名

※本受付表に、傍聴を希望する方の**住所・氏名をご記入の上、ご提出ください。**

※傍聴に関しては、別紙の規程を遵守してください。

傍聴整理券 No.

会議名称	第 回 一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議
日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分から
場 所	

※傍聴にあたっては座長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

- (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。